

## 『川崎警察署文書』にみる第一回衆議院議員総選挙

伊 東 富 昭

### はじめに

一八八九（明治二二）年二月一日、大日本帝国憲法が公布された。発布日には紀元節が選ばれており、欽定憲法という上からの押し付け憲法ではあったにせよ、自由民権運動の要求になる立憲国家が誕生したことになる。民権運動の国会開設要求は、貴族院と衆議院とからなる帝国議会として実現した。憲法発布の同日、公布された「衆議院議員選挙法」に基き、第一回衆議院議員総選挙が行われたのは、翌一八九〇年七月一日のことであった。教科書ではこの件につき、「一八九〇（明治二三）年に行われた日本最初の衆議院議員総選挙では旧民権派が大勝し、第一議会には立憲自由党と立憲改進黨などの民権が衆議院の過半数を占めた」<sup>(1)</sup>とあるのみで、選挙自体の様子については何ら言及するところがない。この空隙を埋めるのに適当な一つの史料として、『神奈川県史』編纂過程で陽の目を見た『川崎警察署文書』を挙げる事ができる<sup>(2)</sup>。

『川崎警察署文書』に記されたのは、一八九〇年四月から一二月の川崎地域における政治・経済・社会状況である。短期間であるため、記された諸事件の全貌を知ることが残念ながら不可能である。しかし、総選挙に関しては、候補者および支持者たちの動向をかなり詳細に知ることができる。

本稿では『川崎警察署文書』によって、川崎という一地域における第一回総選挙をめぐる地域住民、政党、警察（国家）などの動向の一端を探り、新国家建設期の諸階層の思惑、また彼らが果たした役割などを説明していく一助としたい。

### 一 候補者の被選挙権の確認

選挙権については、直接国税一五円以上を納入する満二五歳以上の男子に限られた制限選挙であったことがよく知られている。では、被選挙権はどうなっていたのであるか。教科書には脚注で、選挙権の説明と共に「被選挙人は満三〇歳以上の男子で、納税資格は選挙人と同じであった」<sup>(3)</sup>とある。「衆議院議員選挙法」<sup>(4)</sup>によると以下のようになっている。

#### 第三章 被選人ノ資格

##### 第八条 被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子満三十歳

以上ニシテ選挙人名簿調製ノ期日ヨリ満一年以上其ノ選挙府県内ニ於テ直接国税十五円以上ヲ納メ仍引続キ納ムル者ニ限ル

但シ所得税ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前満三年以上之ヲ納メ仍引続キ納ムル者ニ限ル

以上の規定に基いて、候補者たちがどうであったかを見てみると、文書からは山田泰造と吉田正春のふたりの被選人資格について知ることができると。

山田については、「橋樹郡撰出衆議院議員候補者山田泰造ハ兼テ地価修正ニ拠リ被撰ノ資格ヲ失ヒタルガ橋樹郡旭村小塚清五郎ノ周旋ヲ以テ昨一七日同村同字ニ住居スル同苗字即チ山田七五郎ノ養子ニ為リ彼へ資格ヲ復シタル由」<sup>(5)</sup>とある。山田の生まれは川崎宿に隣接する橋樹郡渡田村というから、地元の間人と呼ばぶこもできよう。しかし、一六歳で江戸の刀研師に弟子入りし、三年後には横浜の米穀商の養子となり、その米穀商、そして西洋割烹店と相次いで事業

に失敗した後は、法律を学んで代言人として身を立て、星亨・大井憲太郎らの厚德館に参加し、福島事件・加波山事件など自由民権激化事件の弁護活動で有名となった(6)。植山淳の「山田は、出身こそ橘樹郡であるが、自由民権家として、代言人として中央で活躍した輸入候補」(7)という評が当を得ていよう。その山田が地価修正(8)のため被選挙権を失ってしまったようである。そこで急遽、同苗山田家へ養子に入ることによって被選挙権を回復させなければならなかったのである。

吉田については、山田とは違い地元との縁故関係は全く無く、ただ彼が土佐藩士吉田東洋の息子であることが知られるのみである。「候補者吉田正春ハ今度橘樹郡子安村飯田彰重方へ原籍ヲ移シタル由但シ寄留籍ハ従前ノ通り橘樹郡御幸村南河原七百五十二番地ニ有之」(9)とあり、これだけでは被撰人資格の納税状況は不明であるが、原籍を当地に移すことで選挙に対する意欲は感じられよう。ただ、既に寄留籍があったことから、納税資格は十分満たされていたであろうことが推測できる。

## 二 各候補の支持者

神奈川県第二選挙区は、橘樹・都筑・久良岐三郡からなっている。文書中、衆議院議員候補者として取り沙汰されるのは、山田泰造・吉田正春に加え、佐藤貞幹・中島信行・添田知通・肥塚龍らであり、肥塚は結局引つ張り出せず、立憲改進黨系候補としては大塚成吉が確立される。また、添田も諸事情から終盤戦に至り、息子の知義が出馬することになる。この詳細については後述することになる。まず各候補の政党色について見ておくと、肥塚・大塚は前述の通り改進黨で、その他は自由党系といえる。しかし、当時はおつての自由党という大政党は存在せず、条約改正をめぐる三大事件建白運動の余波から自由党再興の機運が生まれてはいたが、実現には至っていない状況であった。大井憲太郎らが旧関東自由党員を中心に、

一八八九年五月一日、大同協和会を組織すると、同日、これに對抗して河野広中・大江卓ら東北・関西の旧自由党員と国権派が合同して大同倶楽部を結成した。総選挙を前に、大井らは板垣退助に自由党再興を説くが、河野らが時期尚早と反対したため実現せず、一八九〇年一月二一日、大井らのみで(再興)自由党を結成する。さらに、大井・河野両派の対立激化を懸念した板垣は同年五月五日、別に愛国公党を結成してしまう。ここに大井らの自由党、河野らの大同派、板垣らの愛国公党と三派鼎立となり、つまり、同じ自由党系とはいっても、この川崎地域においてもそれぞれの政治的立場はかりか、地域利害の問題までもが絡んで複雑な様相を呈しており、決して一枚岩とは言えなかつたのである。ちなみに山田は自由党、吉田・添田知義は大同派(大同倶楽部)である(10)。

次に、各候補の支持者たちを見ておきたい。六月二日の報告では、山田派・吉田派・改進黨三派の概況を伝えた後、「巷説ニヨレハ吉田正春ニ党スル人民ハ金満家多ク山田泰造ニ与ミスル人民ハ壮士派ノ者多ク故ニ選挙権ヲ有シ居ル者ハ吉田正春ノ方多数ニシテ山田泰造ハ終ニ失敗ヲ取ルヤモ難計シト風評セリ」とあり(11)、はじめのうちは選挙権保有者である「金満家」を支持者として多く抱えた吉田の方が有利と見られていたことが分かる。

さて、選挙人の意志がいかに候補者に引き付けられるかであるが、文書からは、村・大字・字など各地域単位で、その地域の有力者の動向に左右される傾向があることが感じられる。例えば、「山田泰造ハ旅店会津屋ノ主人田中亀之助或ハ酒商森松太郎等ハ依頼シ此ノ者等ノ周旋ニヨリ多ク投票ヲ得ントナシ」、また「(島田)武助ハ(川崎)町内屈指ノ人物ナルヲ以テ(吉田)正春ハ之ニ依頼シ同人ノ周旋ニヨリ投票ヲ得ント欲シ」(12)、という具合にそれぞれが各地の有力者の周旋・支援に絶大な期待を寄せていることが分かる。

また、神奈川県収税長の職にあり出馬が噂されていた添田知通に關しては、息子の知義が町田村村長であったことから、「窃カニ知義ハ腹臣ノ者ヲシテ遊説セシメ之レカ為メ町田村ハ一円知通へ投票セ

ントシ亦大師河原村ノ中海苔業者ノ党派ナル内田佐五右衛門等ノ者モ知通ヘ投票スルヨシ亦日吉村ノ村長深瀬啓十郎モ知通ヲ出ントシ同人ノ為メニ勞ヲ執リタルヨリ之ニ同意ヲ表スル者ハ同村ノ中字矢上南加瀬北加瀬等ノ人民ハ知通ヘ投票スル心組ナルヨシ亦田島村ノ中字大島ノ人民モ添田ヘ心ヲ寄セ同人ヘ投票スルヨシ<sup>(13)</sup>とあり、明らかに村もしくは字・大字単位でその地域の有力者の支持状況によって、地域住民の意志が左右される地域があったことが分かる。

このような地域に対し影響力を持った有力者たちを、果して「豪農商」層もしくは「名望家」層と呼んでいいかどうか、といった問題については、彼らの性格や行動、それによる影響、さらに以上による変化など様々な要因を総合した上で検討して行くべきであろう。

さて、こうした状況下であれば、有力者が一人しかいなかったり、あるいは複数いたとしても対立関係にない様な地域であればさしたる問題も生じないであろう。しかし、これが日常的な政治・経済上の問題から、すでに複雑で根の深い対立関係を抱えているような地域になると、状況は大きく変わってくるのである。

例として御幸村と住吉村の状況を掲げておこう。まず御幸村では、「此ノ村ノ前村長鳥養ハ吉田正春ノ党ニシテ目下助役其他役場員ハ山田泰造派ナルヨシ而シテ鳥養辞職以來村長ナキヲ以テ目下選定中ノ所吉田ハ鳥養ニ依頼シテ投票ヲ得ントナシ居リ山田ハ助役或村内屈指ノ金満家ナル齋藤丑之進等ニ結ンテ投票ヲ得ント欲シ暗ニ競争ヲナシ居ル」状況であり、また住吉村でも「村長徳植竹之丞外役場員等ハ吉田正春ノ党ナルモ他ニ重立タル村民中ニハ山田ニ加担者アルヨシニ之レ亦競争ナシ居ルヨシ<sup>(14)</sup>」であった。両村では山田・吉田の有力支持者が並立しており、選挙人に対する「競争」が繰り広げられていたのである。

以上のように川崎地域では、自由派（再興自由党）の推す山田、大同派の推す吉田、これに改進黨が加わって三巴の選挙戦が展開さ

れることとなる。他に都筑郡に基盤を持つ佐藤貞幹もいたが、彼については「都筑郡旧県議員佐藤貞幹ハ衆議院議員ノ候補者トラント欲シ頻リニ奔走橋樹郡内ニ入り勧誘中ノ趣キ然レ共未タ其勧誘ノ手段ヲ知ル能ハズ<sup>(15)</sup>」と報告されているだけで、この地域における活動状況を知ることはできない。また出馬を噂される添田知通も表面的にはまだ動いて居らず、その子知義は大同派で吉田の有力な後援者であった。立憲改進黨派の有力者は川崎町長根本助右衛門、元県会議員で党員の岩田道之助等であったが、「此ノ者等ハ敢テ奔走ヲ盛ンニナシ居ル模様モナク既ニ該派ノ者共ハ一致固結ヲナシ居ル景況ニシテ敢テ党勢ヲ拡張スル為メ同志ノ士ヲ募集セントスルノ気合モ見ヘス<sup>(16)</sup>」という状況であり、候補者としては、はじめ党幹部の肥塚を予定していたのである。

### 三 選挙運動の方法

当時の選挙運動がどの様に行われたかを見てみよう。まず前述したように、各地の有力者に働きかけて支持を取り付け、自分の陣営に引つ張り込むことが最も有効な手段であった。吉田正春は「御幸村ヘ来リ旧村長タリシ鳥養弥兵衛ヘ依頼シタルヲ以テ弥兵衛ハ吉田ヘ投票スルコトヲ承諾スルノミナラス充分力ヲ尽スコトニ約束ヲナシタル為メ今迄山田党ヘ傾カントナシ居リタル同村ノ助役矢鳥幸吉ハ忽チ鳥養ノ依頼ヲ承諾シ吉田党トナリ矢鳥幸吉ノ住居地ナル大字上平間ハ皆ナ吉田ヘ投票スル様勧誘スルコトヲ請合ヒタリト云ヒ亦鳥養ハ頗ル人望家ナルヲ以テ同人ノ周旋ニヨリ大字塚越下平間中丸字ハ大抵吉田ニ加担スルナラン<sup>(17)</sup>」と、御幸村村長鳥養一人に働きかけたことで、助役矢鳥をも協力者とする事ができ、多くの地盤を獲得することになったのである。

この他にも現在行われている不特定多数の選挙権保有者に向けてのハガキ・封書攻勢に相当するであろう写真・名刺配りや演説会の開催などが行われている。

総選挙に対して最も強い関心を示しているのは、報告書の中で調査対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位置付けられる人々で、「各党派ハ互ニ勝利ヲ得ンカ為メ名刺ヲ配布シ或ハ親戚朋友ヲ使者トシテ選挙権ヲ有スル上流社会ノ者へ依頼スルヨリ此ノ社会ノ者ハ心ニ迷ヲ生スルヲ免レス乃チ甲派ノ候補者へ投票セントノ決心ヲ起スニ際シ乙派ノ候補者へモ投票セサルヲ得サルノ義理合トナリ何レヘ投票スヘキモノナルカ其義理合ノ為メニ攻撃サレ進退ニ窮スル者アルヨシ」<sup>(18)</sup>といった事態が生じており、選挙により各候補者およびその支持者たちの間で板挟みになって苦悩する人々の姿が伺える。

ではここで山田泰造の運動方法を追ってみよう。

前述のように、山田の支持者には壯士派が多く、これが選挙運動にもみごとに現れていると言えよう。「山田派ノ（支持者某）ハ密カニ手下数名ヲ諸村ニ遊説セシメ大同派即チ吉田派ヲ妨害セントスルノ模様」<sup>(19)</sup>があった。山田派の遊説員が他派の人間と衝突して騒動を起したというような報告はなされていないが、後述のように吉田派の人間に働きかけ、選挙違反云々が問題となるような事件は発生している。

また、山田支援に傾きかけていたが、結局は吉田派となった矢島とは反対に、はじめの内、改進黨の演説会で尽力していた住吉村田村長の高橋善右衛門が山田派となり、「山田ノ写真名刺等ヲ自村或ハ近村ノ重ナル者へ送テ投票ノ節ハ此人ヲ撰挙アランコトヲ依頼スル」<sup>(20)</sup>という手段を取っていた。

面白いことに、中島信行より添田知義に対し「貴下ノ周旋尽力ヲ以テ山田泰造へ投票スル様村内ノ選挙人へ勧誘セラレ度」<sup>(21)</sup>との書面が郵送されている。既に見てきたように添田は吉田派であり、しかも陰では父知通を擁立しようとしていた。中島はこうした実状を知らず、単にかつての自由党時代の関係から山田支援を添田に依頼したのであろう。大同団結運動挫折後、旧自由党の県組織として神奈川県俱樂部が前年の一月に中島を監督として結成されており、

川崎でも旅館会津屋においてその支部結成がなされているので、中島の働きかけはその流れによるものと考えられる。しかし同日の報告に添田の挙動として「二三日前或新聞ヲ見タルニ神奈川県多数ノ意見ハ第二区ヨリ山田泰造ヲ選出スルコトニ確定セル云々ト広告シアルヨリ大ニ反激シ右ハ事実ニ適合セサルモノニ付広告ナシタル者へ掛合ハサルヲ得ス云々ト或人へ談話セリ」<sup>(22)</sup>と中島が期待したのとは全く逆の態度を示しているのである。

ちなみに中島について述べておくと、彼は旧土佐藩士で、幕末期、坂本竜馬の海援隊に属していた。維新政府に参加し、神奈川県令も勤め、自由民権運動家としても有名であった。選挙に際しては「久良岐郡ニ於テハ中島信行ニ望ヲ属シ居ル者アルヨシ然ルニ同人ハ高坐郡ヨリ衆議院議員ニ選挙セラル、コトニ決定シタルニ付他郡ヨリ選出セラル、コトハ謝絶シタルニ拘ラス久良岐ノ或一部分ノ財産家ハ同人へ投票スルヨシヲ風評セリ」<sup>(23)</sup>という状況で、既に高座郡からの出馬が決定しているにも関わらず、久良岐郡の一部が彼を推薦しようとしていたことが分かる。実際に開票結果を見ると少なからず得票しており、中島の意向を無視するかのようになり、票を投じるものがいたのである。当時の選挙が候補者本人の意志による立候補制でなかったことが分かる一例である。結局、中島は神奈川第五区から当選し、初代衆議院議長に選出されることとなる。

選挙中盤、五月に入って板垣退助が上京する。ところが、「板垣伯上京ニ付政黨員若クハ政治思想ヲ有スル者ノ感情云々ハ当郡内ニ於テハ偶々証スル者アルモ甚タ僅少ニシテ目下何等ノ感情モナク又々自今運動ノ模様モ無之候」<sup>(24)</sup>と報告されている。板垣は旧自由党総理、民権運動の旗頭である。かつてであったならば、大歓迎会が催されるのが当然であろう。しかし当時は前述の通り、旧自由党は三派鼎立の状態である。しかも、川崎はじめ東京近郊は、旧関東自由党勢力が強かった。対立するグループの頭目板垣が上京したとしても、これを歓迎する受け皿など、しかもこの大事な選挙戦真っ最中のこと、なおさら無かったのである。報告を奇異と取る方がおかし

いのであって、これが当然だったのである。

さて、今も昔も変わらないのがお定まりの選挙違反である。山田の場合もその例外ではなかった。山田とその支持者齋藤丑之進の兩名が「衆議院議員選挙法第九十条違反」とされ、取調べが始まったようであるが、山田の方は「所在不明ニ付勾引状ヲ発シ且下捜査中」だといのである。選挙違反とされた事件の内容は次のように述べられている。「該犯則ノ概略ハ明治廿三年五月十五日午后四時頃兩名ノ被告ハ部内住吉村々長徳植竹之丞（此レハ吉田正春派）方へ至リ同人妻リニ面会シ齋藤丑之進ハ山田ヲ引合セテ曰ク之レハ山田泰造ト云ウ御方デアル且ツ此ノ麁品（榊織旭形三ツ折り紙入一ヶ代価三十銭計リ）ハ山田サンノ御土産デアルト云フテ授与シタ」というものであった<sup>(25)</sup>。

ここで「衆議院議員選挙法」の選挙違反に対する罰則規定を見ておこう。<sup>(26)</sup>

### 第十三章 罰則

#### 第九十条

投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ為ニ投票ヲ為スコトヲ抑止スルノ目的ヲ以テ直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私ノ職務ヲ選挙人ニ授与シ又ハ授与スルコトヲ約束シタル者ハ五円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス

其ノ授与又ハ約束ヲ受ケタル者亦同シ

投票を巡って「金錢物品手形」の授受、および「公私ノ職務」を約束することなどが選挙違反に相当するわけである。山田の場合には表面的には物品授与が規定に抵触したわけである。

こうした選挙違反の噂が流れ、しかも新聞紙上にまで報道されてしまうと、形勢は明らかに不利となる。そこで山田は、選挙違反による拘引云々の新聞記事が事実でないことを弁明する次のような書簡を各選挙人へ送っている<sup>(27)</sup>。

謹啓陳ハ今廿六日二三日ノ新聞紙上ニ不肖儀本郡川崎分署ヨリ拘引云々ノ趣掲載有之候へ共右ハ事実相違スル而已ナラス該虚

説ハ渾テ明白仕候ニ付明廿七日ノ諸新聞紙へ右取消シノ旨申通置候間此段御了承之上高一層御尽力ノ程願上候

依テ別紙数通御送与申上候ニ付外諸君へモ御依頼方ヲ御差図被下度右不取敢申上旁御依頼迄如斯シ御坐候謹言

明治廿三年六月廿□日

山田泰造

実際に新聞紙上には一面のトップに「特別広告」として弁明の記事が出されている<sup>(28)</sup>。

稟告

頃日二三ノ新聞紙上ニ小生拘引セラレントス云々ノ記事有之候得共右ハ事実相違スルノミナラス該虚説ハ已ニ明白致候條此段謹告ス

明治廿三年六月廿七日

山田泰造

各候補者の選挙人に対する投票獲得工作は、選挙違反が問題とされるようになったことにも見られるように、投票日が近付くにつれてますますエスカレートして来る。最初から最後まで支持者が固定していたのでは、選挙の結果をみるまでもなく当選者が予想できてしまう。選挙戦の醍醐味の一つは、いかにして対立候補の支持者を自分の陣営に引き込むかということにある。山田が吉田派の支持者であった徳植に接触を持ったのは、見込みは薄いかも知れないが、うまくいった場合は敵の一角を大きく切り崩すことができるという期待からであったろう。しかし、そう事は甘くなく、逆に選挙違反を宣伝される結果を招いてしまったわけである。

また、山田の支持者には壮士が多いとあったが、その性格を充分に發揮するような事態が起きてきたことも報告されている。「壮士ハ屢々選挙人宅ヲ訪ヒ吉田ナリ亦ハ山田ナリ何ニカ決定アランコトヲ希望スルト云フテ迫リ迫ラレタル選挙人ハ止ヲ得ヌ山田ヲ賛成スルヨシヲ一時迷カレニ述ブルヤ直チニ手控ヘ賛成ナシタル者ノ住所氏名等ヲ記シ斯ク賛成アル上ハ男子タルノ本分トシテ変心スルコトハナカラン万一变心スル等ノ事アルトキハ充分弁解ヲ求ムル杯ト云ヒ回ルヨシ」<sup>(29)</sup>といった状況であった。ほとんど脅迫まがいの投票依

頼が平然と行われていたのが分かる。

山田が特に取り立てて、選挙違反や勧誘方法などであげつらわれているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしても五十歩百歩であつたらう。吉田については後述することになろうし、改進黨の候補者に擁立された大塚成吉に至っては、自らの代言人という職業をフルに活用してかなり露骨な勧誘をやっていたようである。そのため報告の中でも、「大塚成吉ノ運動ノ悪評」として、「同人ハ曾テ住吉村ヘ来リタル時選挙権ヲ有スル者ヘ対シ自分ヘ投票ヲナシ呉レルコトナレハ爾来代言弁護ノ勞ハ充分力ヲ尽シ無報酬ニテナサン」と申し込んだらしいことが記されている<sup>(30)</sup>。

また、候補者を囲んでの懇親会や演説会も盛んに行われている。四月二七日、神奈川町名古屋楼で田島村材長青木豊十郎ら数十人の周旋になる久橋都三那有志百余人による懇親会が計画されている<sup>(31)</sup>。また、当初吉田派であつた川崎町深野半兵衛は「地所及ヒ金銭貸借上ヨリ不和ヲ生シ爾来山田泰造ノ手ニ從ヒ居リシガ先日田中亀之助森松太郎等ト自由党ニ加入シ諸所ノ演説会ヘ臨ミ壯士ヲ称ヘ居リ候」<sup>(32)</sup>とあり、演説会も少なからず行われていたことが分かる。特に「大師河原村ハ山田泰造ノ党派多数ヲ占メ居ル模様ニ有之故ニ山田泰造ヲ衆議院ヘ出サント熱心スル者多ク為ニ演説会ヲ開クコトニ奔走スル者アリト云ヒ探聞スル所ニヨレハ大師河原村料理店梅園ニ於テ来ル廿四五日頃ニ政談演説会ヲ開設シ弁士ハ山田泰造大江卓山川善太郎福井茂兵衛等ガ来ルヨシ亦梅園ノ主人寺尾喜助ハ目下準備ニ奔走シ居ルト云フ」<sup>(33)</sup>状況であつた。ところがこの演説会は「目下該村ハ内外ノ困難紛議蜂起ノ最中ニテ政談演説会ヲ開会スルノ違ナシト云フヨリ遂ニ中止シタルヨシ」<sup>(34)</sup>といふことで、大師河原村で養蠶場海苔場を巡る紛議が起きていたため中止となつてしまつたといふ。

しかしこうした演説会が盛んな状況も選挙間際であつたればこそ、とも言えよう。たまたま一八八九年五月から一八九〇年四月までの演説会の記録が残されている<sup>(35)</sup>が、それによると政談演説会

が三回、非政談演説会が一回と、非政談演説会を含めても一年間でわずか四回しか記録されていないのである。政談演説会三回はそれぞれ山田・吉田・改進黨によるもので、山田の演説会は大師河原二四番伊東市兵衛方で行われており、「聴衆ハ三百名許ニシテ感動シタルヨシ」であつた。また、一回の非政談演説会も山田派のもので、「場所ハ大師河原平間寺ニテ」聴衆四百名許ニシテ感動ヲナシタル様子ナリ」とある。名目は「學術演説会」とあるが、この時代の常として決してそんなことではすまなかつたであらう。

さて選挙戦も終盤に近付いて来ると、候補者らの動きも一層活発化する。六月二十日の報告<sup>(36)</sup>に山田の動きについて「同人ノ運動モ中々盛大ニシテ日吉村住吉村御幸村等ヲ五六日前ヨリ一戸毎ニ立寄り巡回ナシ居レリト云フ」とある。また政談演説会も「来ル廿二日午後六時ヨリ当川崎町停車場ノ傍側ナル小川松五郎所有家屋内ニ於テ伊藤仁太郎一名ニテ政談演説ヲ為スヨシ之レハ第二区候補者選定一件ニ付ナスヨシニテ山田泰造ノ為メナリト云フ」とあるように計画されていた。演説会は実際には川崎町八三六番地安藤清五郎方において午後八時より開かれた<sup>(37)</sup>。伊藤により「衆議院議員ノ撰挙ハ尤モ慎重ナルヲ要ス」と「自由党ノ党議ヲ釈義ス」と題する二題の講演がなされた<sup>(38)</sup>。伊藤は痴遊と号し、民権運動の壮士として特に政治講談で活躍した人物で、既に警察当局からもマークされていたようである。臨監及ヒ取締等ハ其署ニ於テ便宜可為致候伊藤仁太郎ハ動モスレバ過激ノ言語ヲ発スルノ弊有之候」<sup>(39)</sup>と演説会に臨んで嚴重な注意が喚起されている。

しかしその結果はどうであつたかといふと、「集会条例等ニ抵触スルコトモ無之亦衆議院議員撰挙ハ尤慎重ナルヲ要ストアル演題ノ如キハ大塚成吉ト吉田正春ハ議員ニ適當スル者ニアラス唯夕山田泰造一人ノミ適當ノ人物ナリト稱賛」するばかりで、これが万一、反対派の吉田・大塚の党派の者がいたとしたら、大変な騒ぎになつたかも知れないが、そうした混乱はなく、「時々拍手スル者アルモ聴衆ハ百四十名計リナルモ車夫或ハ薦人足ノ如キ賤業者ヲ以テ半数以上充

満シタル模様ニ付演説ヲ解スル者少ク欠伸スル者アリ或ハ半ハ眠ラントシ亦ハ眠リタル者モアリタル儀ニ付場内ハ静カナル迄ニシテ同人ノ演説ニ感シタルト云フ程ノ者モナク午後十一時三十分頃閉会<sup>(40)</sup>したという、余り盛り上がりを感じられない状況であつたようである。

また、この二日前の六月二十日には、都筑郡川場(川和の誤記か?)において大塚・吉田・山田三候補者の立会演説会が企画された。ところが山田はこの演説会に「差支」があるからと出席していない。演説会の趣旨は「大塚カ人物ナルカ或ハ山田カ人物ナルカヲ比較シ其人物ナル方ヘ左担シ投票スル」というのが「選挙人ノ心組」であつた。山田は当時、選挙違反問題の渦中であり、こうした趣旨が明らかでない演説会にのこのこと出かけていけば、当然、対立候補や反対派からいらいら攻撃を受けるであろうことを予測して欠席したのである。しかしそのため「山田ハ事故ニ托シ出席セサルハ卑劣ニシテ大塚及吉田ニハ及ハサルヲ以テノ故ナラン」と、欠席裁判のうえ、反対派によつて評判を落とされてしまふのである<sup>(41)</sup>。

#### 四 「吉田正春ノ失望ト憤怒」

選挙戦終盤に至り大きな番狂わせが起こる<sup>(42)</sup>。今まで吉田派に属し、表面的には彼のために「奔走尽力ナシ」てきた添田知義が自ら出馬を表明したのである。巷説では知義の父知通の出馬が噂され知義自体もこれを支援するのではないかという時期もあり、また当時、知通が累収税長を辞職しており、辞職した限りは選挙に出馬するに違いないという風評まで流れていた<sup>(43)</sup>にもかかわらず、知通は高齢のためであろうか出馬を断念していたようである。そうした時期、添田に吉田を裏切らせたのは、吉田にも選挙違反の疑いが掛かつてきたことにもよるらしい。添田が「爾來吉田ノ為メニ奔走ノ勞ヲ執ラス亦タ尽力ヲナス能ハス各撰挙人諸君ハ各自ノ欲スル所ノ人ニ投票セラレ度ク曾テ吉田ヘ投票スルコトヲ依頼シタル義ハ取消

ス趣ヲ通報シタルトカニテ吉田ハ失望ト憤怒ヲナシ居レリト云フ」こととなつたのである。

添田の支持者は子安村村長飯田彰重・日吉村村長深瀬啓十郎らで、二七日、町田村役場に集會して添田を候補者に選定したようである。その理由は「吉田正春ハ財産差押ヘ其他都筑郡ノ或ル撰挙人ヘ書面ヲ発シ投票ナシ呉レタル時ハ相当ノ報酬ヲナス旨ヲ約束セリト云ヒ亦タ山田泰造モ同一ノ撰挙人ヘ向ツテ同様ノ約束ヲナシタリ故ニ山田カ吉田カ何レヘカ一名当選スル時ハ必至告発ヲナシ刑セラル、モノアラン故ニ右両名ノ中一人ガ当撰スレハ忽チ犯罪人ヲ生シ不都合ノ嫌ニ付添田知義カ可然ナラン」というものであつた。こうした事態に直面して、当然、吉田も何らかの対応をしなければならなかつた。翌日二八日には早速、各選挙人に対して次の書面を送付している<sup>(44)</sup>。

拜啓陳者小生義兼テ有志者ノ請求ニ依リ本県第二区衆議院議員候補者タル事ヲ承諾致居候事ハ御承知之通ニ御坐候然ルニ同志者中ニ於テ一個之異論者相生シ候ニ付北田正薫八木原繁社両君ヲ以テ其趣意相尋候所一方ニハ是非共添田知義氏ヲ推挙致シ度トノ趣ニテ従前行爲トモ相反シ各個人運動相成候テハ向來撰挙上ノ不利益共可相成ニ付両君ニ於テ再三論難相成候得共何分其意ニ応セス竟ニ分立相成候得共小生ハ依然従來ノ通候補者タル地位ヲ変セス候間御賛成ノ諸君ハ何卒事情御洞察之上此段御信認被成下度右頓末為念御報道仕候也

明治廿三年六月 日

吉田正春

ここには自分が候補者となつたのは何も好き好んでそうなつたわけではなく、地域の「有志者ノ請求」を受け、つまり頼まれて候補者になつてやつたのではないか、それをこいう形で今になつて見限られようとは夢にも思わなかつた、という憤懣が感じられる。

また六月二七日付の報告に失意の吉田と山田とがたまたま顔を合わせた場面の記録が残されている。それによると、二六日の午後三

時頃「川崎町停車場傍ラ」において両者が出会い、吉田が山田に對して「足下ハ運動費モ充分ナルヲ以テ運動モ頗ル盛大ナルガ小生ノ如キハ金錢ニ欠乏ヲ告ケ居ルニハ当惑スル云々」と愚痴めいた言葉を告げ、これを聞いた山田は「苦キ顔色ヲナシ居リタリ」というのであった(45)。

さて添田の出馬理由であるが、史料にみられる通り、支援してきた吉田が財産差押えを受けたとか、あるいはいはずれ山田と同じように選挙違反の罪に問われるであろうといった不利な状況に立ち至ったことにある。しかしそれだけでなく、山田・吉田といったいわば中央政界の名士に対する地元意識といったものもあつたのではないだろうか。山田は川崎出身といつても前述のように活動の場は中央であつた。両者ともに明治二十二年二月二六日の保安条例即日施行後、神奈川県に居を移した者である。既に添田は県會議員としても活動しており、地域住民としての問題意識に日覚めていたのではないだろうか。

## 五 選挙の結果

まず選挙当日の様様をみておこう。神奈川県警では選挙当日の混乱を予想してか、早くから投票所への警察官配置を考えていた。川崎分署管内では、本部から二名の派遣を受け、七ヶ所の投票所に一名を配置することになつて(46)。ところが、前述の山田泰造の選挙違反問題が起ると、川崎分署では山田らの「取調ニ着手シタル景況ニ付右等ノ黨員ハ或ハ之力ヲ為メ一層激昂スルヤノ模様モ有之且ツ競争頗ル盛ナル」状況であるからと、一層の事態悪化を心配して、本部からさらに四名の増派を要請している(47)。

しかし当日はこのように嚴重な(?)警備体制を敷いた割には、予想されたほどの混乱もなく無事に終了した。報告には「当署管内七ヶ所ノ投票所ハ無事平穩ニ閉会候」、また「本日ハ前十数日米ノ景況ニヨルトキハ必ス壯士ノ横行ト投票所ノ混雜モアルナラント推測

ナシタルヲ以テ投票所ノ取締ト村落ノ巡邏ヲ嚴重ニシタルニ案ニ相違シテ壯士輩ト思料スル者カ徘徊ナシ居ルヲ見ス亦投票所内ハ勿論近傍ニ於テモ撰挙人ノ混雜ヲ見ス且ハ往来等ニ於テ選挙人カ相互ニ勧誘スル等ノ行為ナク投票所内外ハ皆靜肅ニシテ背法ノ所業ヲナス者ナク実ニ意外ナル平穩無事ニシテ右ノ如キ敬祝スヘキ景況ト秩序井然タル狀況ヲ見ルコトヲ得タル所以ノモノハ警備ノ嚴肅タルト選挙人カ警戒心ヲ起シタルコトアリタルニ職由スルナラント被存候」とある。

選挙結果は残念ながら『川警文書』には記録されていないが、当時の新聞発表などによると次のようであつた(49)。

山田泰造七五一票(当選) 大塚成吉四八六票  
添田知義二七五票 佐藤貞幹一九三票  
吉田正春九一票 中島信行三五票 その他二二票

当初、山田・吉田・大塚三者の巴戦が予想されていたのであるが、終盤にいたり添田の吉田派からの離反、自らの出馬という事態を迎え、吉田は一挙に後退してしまつたようである。また大塚は改進黨内では他に對立候補がいなかつたが、他の地盤まで切り崩すことはできなかったものとみられる。添田は最後の最後に出馬して、さしたる運動期間もなかつたにも関わらず、善戦したといえよう。

## 六 選挙後の模様

選挙後の模様について、『川崎警察署文書』は余り詳しく伝えてくれないが、特に終盤に至つて翻心し、吉田を裏切つて自ら出馬した添田に対する批判が残されている(50)。中でも神奈川県俱樂部員の憤激が最も激しかったようで、彼の行為を「最モ卑劣ナル挙動」と捉え、「同人ガ当選セサルハ愉快ナリ若シ万一当選スルトキハ」同俱樂部員によつて「暴行ノ變アルヤモ難計故ニ当選セサルハ却テ危難ヲ避ケタルノ利益アリタルモノニシテ同人ノ為メ賀スヘキモノナラ何ニセヨ本人ハ卑劣ニシテ狡猾ナル人物ナリ云々」といっている。



これにたいして添田の方も、はじめのうち「盛ンニ吉田正春ノ為メニ力ヲ尽シ途中ニ於テ返心シ吉田正春ヲ棄テ自身第二区候補者ノ一人トシテ運動ヲ始メタルモ其結果ハ失敗ヲ取り却テ社会ノ人ハ卑劣ナリト評ヲ被ルニ至リタルハ一大失策ヲナシタリ云々ト悔悟ナシ居ル」という殊勝な態度を示していたようである<sup>(51)</sup>。また、これに先立ち彼の居住地町田村では次の様な状況になっていた。つまり、「同人ハ一二年ハ政治上又ハ社交上ノ事ニハ奔走セスト云ヒ居ルヨシ面シテ町田村ノ重立タル者ハ日下村長ナキヲ以テ再度村長トナリ呉レ候様掛合中ナルモ添田ハ就職ヲ辞シ居ルモ其実ハ村会ニ於テ決議スル以上ハ再応職ニ就ク精神ナラント云フ」<sup>(52)</sup>ということ、決して地域の信望を失ってしまったわけではないことが分かる。もともと吉田を見限って出馬したのも飯田彰重ら地域の有力者に要請されてであった。たとえかつての旧自由党、神奈川県倶楽部の関係者から非難されようとも、地域での彼の勢力は揺るぎ様の無いものであったのである。

さて選挙終盤になって選挙違反が取り沙汰された山田泰造であるが、見事に当選を果たしたことで反対派からの攻撃を受けることになった模様である。特に飯田彰重・同快三両名は、山田の当選を「遺憾ニ思ヒ賄賂ヲ山田泰造方配贈シタル所アルヤ否ヤ搜索ナシ居ルノ所確証ヲ得タル趣ヲ以テ本月三日右両名ハ中山郡長へ面会シ山田泰造改選ノ件ヲ談話ナシタ」<sup>(53)</sup>という。しかしこの後、山田の選挙違反を理由に改選が行われた事実はないので、何とか穏便に済んだのであろう。

しばらくしてから山田の当選を祝う懇親会が開かれている。期日は一〇月一五日前九時頃からで、その様子は「大師河原村人民三百名計リハ川崎町停車場へ集リ唐縮緬ノ旗二本押立テ一本ハ山田泰造万歳一本ハ大日本帝国万歳ト記シ隊伍ヲ組ミ陸路神奈川町神風楼へ進行スル計画ヲナシタルヨシニテ此ノ会費ハ有志者ヨリ卅銭ツ、徴収スルト云フ而シテ三百名ハ同村内紛議ニハ原被ノ位置ニ居リタル者共ナレハ此ノ会ヲ奇貨トシ和解親睦ヲナサシムルノ目的ヲ兼ね

タ」ものであり、「川崎町停車場近傍ニ於テ煙花二三十本及神風楼近傍ニ於テ百本程ヲ打揚クル」計画であった<sup>(54)</sup>。大師河原村では、養蠶場・海苔場など村共有地をめぐって村会で激しい紛議が生じていた。選挙当日、有権者七八名の内九名が投票していないが、その中には、不正が追及されていた、旧村長内田佐五右衛門・旧助役石渡太助もいた<sup>(55)</sup>。彼らは選挙によってこの対立関係がさらに紛糾することを恐れて、棄権したのかも知れない。残念ながら、『川警文書』はこの村内紛議がどうなったかを伝えてくれない。

ところで選挙終了後の橋樹郡人民の政治意識はどのようなものであったろうか。確かに何回かの政談演説会や懇親会が開かれており、また第一回帝国議会開催当日の一月二五日には川崎町で「軒提燈ヲ釣シ踊屋台ヲ設ケ煙花ヲ打揚ケ亦小学校生徒ヲシテ町内ヲ進行セシメ祝意ヲ表スル」計画があり、また「各村モ当日ハ業ヲ休ミ夫々祝杯ヲ拳ケル」という盛り上がりが見られ、さらにこの時期、大師河原村では立憲自由党に加入するものが多数出ている<sup>(56)</sup>。しかし、こうした反面、「当署部内人民ハ政治思想ニハ頗ル冷淡ト云ハサルヲ得ス平素政治上ニ奔走スル有志家稀レニシテ町村ニ於テ重立タル者ト雖トモ政治上ノ事ハ度外視シ居ルモノノ如シ故ニ政談演説会ノ開会アルモ敢テ傍聴セントスル者ナシ随テ輕騒過激ノ挙動ヲナス壯士輩ニ欠乏ス然シ動スレハ壯士ノ対面ヲ備ヘ運動セントスル者ハ田中亀之助ノ如キ人物ナリ其他ハ皆ナ著実温厚ノ人物ノミト云フヘシ故ニ目下各地ニ於テ囂々論議ノ焦点トモナリ居ル対等条約論ノ如キモ之ヲ喋々スルモノナキ模様ニシテ平穩無事ト云フヘシ」などとも報告されているのである<sup>(57)</sup>。

以上の両極端とも言える報告から当時の橋樹郡内人民の政治意識がどうであったかを結論付けることは難しい。だが、以下の政談演説会の状況報告からは、少なくとも選挙権を持たない大多数の下層一般大衆の意識を垣間見ることができよう。

九月二七日午後七時より、川崎町堀之内小川松五郎借家にて、「聴衆廿五名ニシテ弁士ノ演壇ニ上リタルハ午后八時卅分閉会ハ同十時

卅分閉会ハ同十時卅分ナリ而シテ弁士ノ拙劣ナルト徒ラニ漢語ヲ用ユル為メニ演趣意ヲ聴衆ニ了解セシムル能ハス且ツ廿五名ノ聴衆ハ車夫或ハ職工ノ如キ目ニ一丁字ナキ労働社会ノ者ヲ以テ十中八九ヲ滿タシ居リタル故弁士ハ節度ヲ失ヒタル大声ヲ発シ聴衆ハ欠伸スルノミ何ンタル感動ヲ与ヘタルコトナク無事閉会」(58)したという体たらくで弁士の質、聴衆の質、ともに問題があったようである。

また、一〇月三日午後六時から川崎町堀之内八三六番地で開かれた演説会には三名の弁士が用意されており、午後八時頃より登壇し、四五、六名から六四名の聴衆を集め、同夜一―時に閉会した(59)。しかし「会場ノ景況ハ静カニシテノ声ヲ発スル者稀レニアリ亦時ニ喝采スル者アルモ」聴衆が少なかった為もあったか、「感動ヲ与ヘタルト云フ程ニモ無之或ハ喫煙シ又ハ欠伸スル等ノ景況ニシテ弁士ノ言語モ粗暴過激ニ流ル、事ナク至極静穩」であったという(60)。

堀之内八三六番地というのは、先の小川松五郎の持屋で(61)、この後一二月四日から六日までの三日間連続で午後六時から一―時まで(62)と同月九日午後七時から(63)の政談演説会が計画されていた。

四日の演説会の様子は「聴衆廿名計リ頗ル寂寥タルモノ」(64)で、「廿名ノ聴衆ハ下等社会ノ者多ク川崎町ニ於テ中以上ノ者ハ見受ケス大抵車夫鳶人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナク欠伸ト中ハ大声ノ為メ睡眠ヲ開クヲ見受ケタリ故ニ弁士ハ頗ル失望ノ体ニシテ宿料支弁ノ途ニ窮シタルカ如キ景況」(65)であった。また翌日は会主兼弁士岡田重三郎と傍聴人五藤正隣との間で暴行事件が起き、さらにこれが弁士中西三一郎・和田常蔵の官吏侮辱事件までも惹起するのである(66)。

## 七 おわりに

『川警文書』は初期高等警察の報告書である。政治的な関心、治安維持の立場からの調査報告が主となっている。本稿で紹介した第一回総選挙の状況は全報告のほんの一部にしか過ぎない。『川警文

書』を他の視点から利用した研究成果としては、既に文書中、「貧民ノ景況」などと題して報告されている事象を元にして、本会主催の川崎フィールドワークでの講演会で植山淳が発表した『川崎警察署文書』における地域と民衆」がある(67)。

この他にも大師河原村の海苔場や共有金、さらに貧民救済などをめぐる紛議、川崎町での共有金紛議などが報告されており、こうした町内紛議をめぐって当時の地域の実態の一端を解明して行くことができるであろう。また、各村長や助役の就任・辞任をめぐる記録から、地域の公職と地域の有力者との関係などが明らかにされて行くであろう。とにかく『川警文書』には未だ解明されていない多くの問題を照射する手懸かりがたくさん隠されているのである。

## 注

- (1) 『新詳説日本史』山川出版社、一九九一、二六三頁。
- (2) 内田修道「議会政治の発足と県政」(『神奈川県史』通史編四、第三章)で初めて紹介された。『京浜歴史科研年報』(以下『年報』と略す)第五号、一九九一、一月刊で全文翻刻。『川崎市史』でも一部掲載している。『川崎警察署文書』の性格等については、植山淳『川崎警察署文書』をめぐって(『年報』第四号、一九九〇、一)および、『年報』第五号「解題」(植山淳)などを参照されたい。
- (3) (1)に同じ。
- (4) 『明治ニュース事典』IV、毎日コミュニケーションズ、一九八四、史料編。
- (5) 前掲『年報』第五号(以下『川警』と略す)、三頁「秘川乙第十八号 臨時報告」。原文中、明らかな誤字・脱字と思われるものについては、適宜、訂正・加除を加えた。
- (6) 新井一弘・大湖賢一「山田泰造 不屈の民権代言人」(大畑哲編『続よみがえる群像 神奈川の民権家列伝』かなしん出

版、一九八九)。

- (7) 前掲、植山「川崎警察署文書」をめぐって」  
(8) 明治三二年八月二十六日「法律第二十二号」として公布。前掲『明治ニュース事典』IV。  
(9) 『川警』、三頁「秘川乙第十八号 臨時報告」。  
(10) 同、二頁。  
(11) 同、一四頁「秘川乙第三三号 定期通報」。  
(12) (10)に同じ。島田武助は川崎町で呉服商を営む。  
(13) 『川警』、一六頁「秘川乙第三五号 臨時通報」。  
(14) 同、一五頁「秘川乙第三三号 定期通報」。  
(15) 同、三頁「秘川乙第二十号 定時報告」。  
(16) 同、一四頁「秘川乙第三三号 定期通報」。  
(17) 同、一三頁「秘川乙第四八号 臨時通報」。  
(18) (16)に同じ。  
(19) (15)に同じ。  
(20) 『川警』、四頁「秘川乙第二十四号 定時報告」。  
(21) 同、一八頁「秘川乙第四〇号 定期通報」。  
(22) 同右。  
(23) 『川警』、一六頁「秘川乙第三五号 臨時通報」。  
(24) 同、四頁「秘川乙第二十五号」。  
(25) 同、二四頁「秘川乙第五〇号」。  
(26) 前掲『明治ニュース事典』IV。  
(27) 『川警』、三三頁「秘川乙第六〇号」。  
(28) 『毎日新聞』、明治三三年六月二八日付。  
(29) 『川警』、一五頁「秘川乙第五四号 定期通報」。  
(30) 同、二三頁「秘川乙第四八号 臨時通報」。  
(31) 同、四頁「秘川乙第二十号」。  
(32) 同、四頁「秘川乙第二十四号 定時報告」。  
(33) 同、一二頁「秘川乙第二九号」。  
(34) 同、一三頁「秘川乙第三〇号 臨時通報」。  
(35) (33)に同じ。  
(36) 『川警』、一三頁「秘川乙第四七号 臨時通報」。  
(37) 同、二六頁「秘川乙第五六号」、三一頁「秘川乙第五三三号」。  
(38) 伊藤痴遊および、当日の講演については、「県史を学ぶ会」例会記録、柴田洋子(『京浜歴史研究会報』へ以下『会報』と略す)第四二号、一九八七、七)、伊東富昭「伊藤仁太郎(痴遊)の政談演説会から」(『会報』第四三三三三、一九八七、九)、奥田和美「川崎警察署文書」における伊藤痴遊の政談演説覚書(『会報』第四七号、一九八八、一)を参照されたい。  
(39) 『川警』、三三頁「秘川乙第九十四号」。  
(40) 同、二六頁「秘川乙第五六号」。  
(41) 同、二四頁「秘川乙第四八号 臨時通報」。  
(42) 同、三三頁「秘川乙第五九号 臨時通報」。  
(43) 同、三三頁「秘川乙第五八号 臨時通報」。  
(44) (42)に同じ。  
(45) (43)に同じ。  
(46) 『川警』、二〇頁「秘川乙第四四号」、二二頁「秘川乙第四五号」。なお「四五号」は、日付が「六月九日」となっているが、「十九日」の誤りであろう。  
(47) 同、二四頁「秘川乙第五七号」。  
(48) 同、三四頁「秘川乙第六七号」。  
(49) 『横浜緑区史』資料編第二巻、第六章「日刊新聞にみる世相記事編年誌」、七三「衆議院議員選挙の投票結果」(明治二三年七月四日)。  
(50) 『川警』、三三頁「秘川乙第六二号 定期通報」。  
(51) 同、四三頁「秘川乙第七八号 定期通報」。  
(52) 同、三六頁「秘川乙第六七号 定期通報」。  
(53) (50)に同じ。中山郡長とは、中山信明。愛甲郡初代郡長で、以後、各郡長を歴任した。  
(54) 『川警』、七二頁「秘川乙第壹〇〇号 定期通報」。

- (55) 同、三四頁「秘川乙第六巻号」。
- (56) 同、七五頁「秘川乙第壹〇九号 定期通報」。
- (57) 同、五八頁「秘川乙第九四号 定期通報」。
- (58) 同、五二頁「秘川乙第九三号」。
- (59) 同、五九頁「秘川乙第九六号」。
- (60) 同、六〇頁「秘川乙第九六号」。
- (61) 同、七七頁「秘川乙第壹壹〇号 定期通報」。
- (62) 同、七七頁「秘川乙第壹壹壹号」。
- (63) 同、八〇頁「秘川乙第壹壹五号 臨時通報」。
- (64) 同、七八頁「秘川乙第壹壹壹号」。
- (65) 同、八三頁「秘川乙第壹二二号」。
- (66) (64) に同じ。
- (67) 一九九一年一月一〇日、自由民権百年横浜集会十周年を記念して、講演会・ワールドワーク・懇親会を開催。前二者は神奈川地域史研究会共催。当日の報告は『会報』第九二号(一九九一、一二)に掲載。のち『年報』第七号(一九九三、一)に「市制・町村制下の民衆像」としてまとめられた。

〔付記〕

本稿は、一九九一年二月一二日に行われた神奈川県歴史教育者協議会横浜支部高校部会での報告を元に成稿したものである。

